特例増設における契約電力・電気料金・雇用の増加分及び交付期間の捉え方

平		半期区分中の実績値				期数			基礎契約電力				基礎電気料金				基礎雇用者数			■各交付期間における交付額算定の増加分の捉え方
期区分	摘要	契約電力 (月平均)	支払 電気料金 (月平均)	期末 雇用者数	当初 交付期間		特例増設 交付期間 2		当初 交付期間 (b)	特例増設 交付期間 1 (c)	特例増設 交付期間 2 (d)	実支払 電気料金 (e)	当初 交付期間 (f)	特例増設 交付期間 1 (g)	特例増設 交付期間 2 (h)	期末 雇用者数 (i)	当初 交付期間 (j)	特例増設 交付期間 1 (k)		①当初交付期間【H30 上~R7 下】 増加契約電力:(a)-(b)、増加電気料金:(e)-(f) 増加雇用者数:(i)-(j)
H29 H:	29.10.1 業立地日	70	198,000	24							, ,			(0)	, ,	, ,				②特例増設交付期間1(特例増設1度目の交付期間)と特例増設交付期間2(特例増設2度目の交付期間)の重複期【R8 上~R10 上】
H30 上		75	200,000	27	1期目			70	0			198,000	0			24	0)		增加契約電力:(a)-(c)、增加電気料金:(e)-(g) 增加雇用者数:(i)-(k)
H30 下		76	205,000	30	2期目			75	0			200,000	0			27	0)		③特例増設交付期間2(特例増設2度目の交付期間)の単独期【R10 下~R11 下】 増加契約電力:(a)-(d)、増加電気料金:(e)-(h)
H31 上		77	210,000	31	3期目			76	0			205,000	0			30	0)		增加雇用者数:(i)-(l)
R1 下		76	205,000	32	4期目			77	0			210,000	0			31	0)		ただし、増加雇用者数(雇用創出効果)は、さらに控除雇用者数を差し引いたものとなります。 ■特例増設の初回の応募時において特例増設を認定する要件 ・特例増設1度目【R2下に初回の応募】 増加契約電力:(a)-(c)>0、増加電気料金:(e)-(g)>0 増加雇用者数:(i)-(k)≥3 ・特例増設2度目【R4上に初回の応募】 増加契約電力:(a)-(d)>0、増加電気料金:(e)-(h)>0 増加雇用者数:(i)-(l)≥3 ただし、増加雇用者数(雇用創出効果)は、さらに控除雇用者数を差し引いたものとなります。
R2 R2 上 特	2.5.1 納増設日1	85	280,000	35	5期目			76	0			205,000	0			32	0)		
R2 下		90	300,000	40	6期目	1期目		85	0	77		280,000	0	210,000		35	0	32		
R3 上		92	295,000	42	7期目	2期目		90	0	77		300,000	0	210,000		40	0	32		
	3.11.1 納増設日2	100	321,000	57	8期目	3期目		92	0	77		295,000	0	210,000		42	0	32		
R4 上		103	333,000	57	9期目	4期目	1期目	100	0	77	92	321,000	0	210,000	300,000	57	0	32	42	
R4 下		102	330,000	50	10期目	5期目	2期目	103	0	77	92	333,000	0	210,000	300,000	57	0	32	42	
R5 上 R5		101	325,000	50	11期目	6期目	3期目	102	0	77	92	330,000	0	210,000	300,000	50	0	32	42	●特例増設時の基礎契約電力、基礎電気料金の設定方法
下 R6		101	326,000	55	1=///	7期目	4期目	101	0	77	92	325,000	0	210,000	300,000	50	0	32	42	の属する半期の前半期まで(不交付期間を除く)の最大値 →[A]と[B]の大きいほうを基礎値とする ●特例増設時の基礎雇用者数の設定方法 [A]当該特例増設日の1年前の属する半期末日の雇用者数 [B]企業立地日(2度目の特例増設の場合は 1 度目の特例増設日)の属する半期 の翌半期から、特例増設日(2度目の特例増設の場合は2度目の特例増設日) の属する半期の前半期まで(不交付期間を除く)の各期末日の最大の雇用者数 →[A]と[B]の大きいほうを基礎値とする ただし、企業立地日(2度目の特例増設が行われている場合においては1度目の特
上 R6		102	329,000	55		8期目	5期目	101	0	77	92	326,000	0	210,000	300,000	55		32	42	
下 R7		102	330,000	55	= = > > 4 1 1	9期目		102	0	77	92	329,000	0	210,000	-	55		32	42	
上 R7		102	331,000			10期目		102	0	77	92	Í	0	210,000		55 50		32	42	
下 R8		103	330,000		10/91	12期目	9期目	102	0	77	92	331,000	0	210,000	-	30		32	42	
上 R8		103	330,000	52		13期目	10期目	103		77	92	330,000		210,000	-	51		32	42	
下 R9		102	325,000			14期目	11期目	103		77	92	330,000		210,000	300,000	52		32	42	
上 R9		102	327,000	54		15期目	12期目	102		77	92	325,000		210,000	300,000	53		32	42	
R10		102	328,000	55		16期目	13期目	102		77	92	327,000		210,000	-	54		32	42	例増設日)の属する半期の翌半期開始日以降13年間を経過した後の申請における 基礎値の設定方法は、次の通りとなります。
R10		103	327,000	56			14期目	102			92	328,000			300,000	55			42	・基礎契約電力、基礎電気料金 当該特例増設日に属する月に支払った分を含む前12か月の平均値・基礎雇用者数 当該特例増設日の1年前の属する半期の期末日の雇用者数
R11 上		103	328,000	56			15期目	103			92	327,000			300,000	56			42	
R11 下							16期目	103			92	328,000			300,000	56			42	

※表中の「実契約電力」「実支払電気料金」は前半期の実績値が適用されます。(例:R7下に適用される実契約電力、実支払電気料金はR7上の実績、期末雇用者数はR7上の末日の雇用者数による) ※交付期間が重複している場合の応募期数は、最も前の交付期間のものが適用されます。(例:R7下は当初交付期間の16期目、その翌半期のR8上は特例増設交付期間1の12期目となる)